録媒体をいう。以下第九条まで同じ。）」を「同条第四項の電磁的記録媒体」に改め、「の記録」の下に「、法第二十二条第五項の規定による申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号の通知、同条第六項の規定により機構が通知する利用者証明用電子証明書の受信及び同条第七項の規定による利用者証明用電子証明書の同条第四項の電磁的記録媒体への記録並びに規則第六十五条第一項の規定により認証業務関連事務を機構に行わせることとした場合にあっては、規則第六十六条第一項に規定する通知」を加え、「電子計算機」を「アプリケーション」に改め、同条第二号中「申請者」を「住所地市町村長」に、「利用者署名符号及び利用者署名検証符号を作成し、」を「署名利用者符号及び署名利用者検証符号を作成し同項の」に改め、「記録するため」の下に「並びに法第二十二条第四項の規定により住所地市町村長が利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を作成し同項の電磁的記録媒体に記録するため」を、「電子計算機」の下に「（規則第六十五条第一項の規定により認証業務関連事務を機構に行わせることとした場合にあっては、同項第一号ハ及び第二号の規定により機構が設置、管理及び運用する電子計算機）」を加え、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二　「コミュニケーションサーバ端末アプリケーション」とは、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成十四年総務省告示第三百三十四号。以下「住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準」という。）第1の2に規定するコミュニケーションサーバを操作する目的を実現するためのアプリケーションをいう。

三　「統合端末」とは、第一号に規定する受付窓口端末アプリケーション及び前号に規定するコミュニケーションサーバ端末アプリケーションを搭載した電子計算機をいう。

第二条の見出し中「電子署名」の下に「及び電子利用者証明」を加え、同条中「電子署名の方式」の下に「及び規則第三十八条の基準を満たす電子利用者証明の方式」を加え、「千二十四ビット」を「二千四十八ビット」に改める。

第三条の見出しを「（署名利用者確認及び利用者証明利用者確認の方法等）」に改め、同条第一項中「の規定による利用者確認」を「に規定する署名利用者確認及び法第二十二条第三項に規定する利用者証明利用者確認」に、「コミュニケーションサーバ（電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成十四年総務省告示第三百三十四号）第1の2に規定するコミュニケーションサーバをいう。以下同じ。）の端末及び受付窓口端末」を「統合端末」に、「コミュニケーションサーバの端末から受付窓口端末に」を「コミュニケーションサーバ端末アプリケーションを用いて」に、「とする。第十一条」を「とする。以下この項及び第十一条」に改め、「（同号に掲げる事項については、住所とする。）」を削り、「を送付する」を「のファイルを作成した後、受付窓口端末アプリケーションを起動し、当該ファイルを取り込む」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「受付窓口端末」を「統合端末」に、「ＩＤ（操作者を識別するための番号、記号、その他の符号をいう。）及びパスワード」を「個人識別情報（指紋、手の静脈その他の個人を識別することができる情報をいう。以下この項において同じ。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、個人識別情報による認証がやむを得ない事情により著しく困難であると認められる操作者については、識別符号及び暗証符号による認証を行うものとする。

第三条第三項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3　コミュニケーションサーバ端末アプリケーションの操作権限と受付窓口端末アプリケーションの操作権限を区別し、それぞれのアプリケーションについて操作が必要な職員のみ操作が行えるよう、アクセス制御を行うものとする。

第四条の見出し中「基準」を「基準等」に改め、同条中「第七条第二項の規定により」を「第六条第二項の規定により法第三条第二項に規定する」に改め、「電磁的記録媒体に」を削り、「暗証番号は」を「暗証番号又は規則第四十二条第二項の規定により法第二十二条第二項に規定する申請者が設定する暗証番号は」に改め、同条に次の一項を加える。

2　利用者証明検証者は、利用者証明利用者から規則第四十二条第二項の規定により利用者証明利用者符号を利用するために設定した暗証番号の入力を受けないことが利用者証明利用者の利便性の向上の観点から適当であると認める場合には、総務大臣が指定する方法により、当該利用者証明利用者符号が記録された法第二十二条第四項の電磁的記録媒体と当該利用者証明検証者の使用に係る業務サーバとの間で相互に正当性を確認する措置を講じることにより、当該暗証番号の入力を求めることなく、当該利用者証明利用者符号を用いて行った電子利用者証明に関する利用者証明用電子証明書の通知を受けることができる。

第五条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「利用者署名符号及び利用者署名検証符号」を「署名利用者符号及び署名利用者検証符号並びに利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「利用者署名符号又は利用者署名検証符号」を「署名利用者符号若しくは署名利用者検証符号又は利用者証明利用者符号若しくは利用者証明利用者検証符号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号を削り、同条第六号中「利用者署名符号を」を「署名利用者符号又は利用者証明利用者符号を」に、「利用者の」を「署名利用者又は利用者証明利用者の」に、「当該利用者署名符号」を「当該署名利用者符号又は当該利用者証明利用者符号」に改め、同号を同条第四号とする。

第六条の見出しを「（署名利用者符号及び署名利用者検証符号又は利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を記録する電磁的記録媒体の基準）」に改め、同条中「利用者署名符号及び利用者署名検証符号を」を「法第三条第四項の規定により署名利用者符号及び署名利用者検証符号を記録する電磁的記録媒体又は法第二十二条第四項の規定により利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を」に改め、同条第一号中「住民基本台帳カードの」を「個人番号カードの」に、「住民基本台帳カードに関する技術的基準（平成十五年総務省告示第三百九十二号）第1の7」を「通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準（平成二十七年総務省告示第三百十四号）第1の10」に、「利用者署名符号及び利用者署名検証符号、電子証明書並びに」を「署名利用者符号及び署名利用者検証符号、署名用電子証明書並びに規則第六条第二項の暗証番号並びに利用者証明利用者検証符号、利用者証明用電子証明書並びに規則第四十二条第二項の」に改め、同条第二号中「住民基本台帳カード以外」を「個人番号カード以外」に改め、同号イ中「住民基本台帳カードに関する技術的基準第1の6」を「通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準第1の9」に改め、同号ロ中「利用者署名符号及び利用者署名検証符号、電子証明書並びに」を「署名利用者符号及び署名利用者検証符号、署名用電子証明書並びに規則第六条第二項の暗証番号並びに利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号、利用者証明用電子証明書並びに規則第四十二条第二項の」に改め、同条第三号中「受付窓口端末及び鍵ペア生成装置」を「受付窓口端末アプリケーション（規則第六十五条第一項の規定により認証業務関連事務を機構に行わせることとした場合にあっては、個人番号カードの作成を行う電子計算機）」に、「鍵ペア生成装置及び受付窓口端末」を「受付窓口端末アプリケーション」に改め、同条第四号中「前条第六号」を「前条第四号」に、「利用者署名符号」を「署名利用者符号又は利用者証明利用者符号」に改め、同条第五号中「利用者署名符号」を「署名利用者符号又は利用者証明利用者符号」に改める。

第七条の見出しを「（受付窓口端末アプリケーションの基準）」に改め、同条中「受付窓口端末は」を「受付窓口端末アプリケーションは」に改め、同条第一号中「利用者署名検証符号」を「署名利用者検証符号」に、「都道府県知事」を「機構」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改め、「受信等」の下に「並びに法第二十二条第五項の規定による申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号の通知の受信、同条第六項の規定による機構の利用者証明用電子証明書の通知、法第二十八条第二項において準用する法第二十二条第五項の規定による申請書の内容の通知の受信及び法第二十九条第二項において準用する法第二十二条第五項の規定による届出書の内容の通知の受信等並びに規則第六十六条第一項の規定による通知」を加え、同条第二号中「利用者署名符号及び利用者署名検証符号」を「署名利用者符号及び署名利用者検証符号又は利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号」に、「受付窓口端末」を「受付窓口端末アプリケーション」に改める。

第八条の見出し中「発行者署名符号」を「署名用電子証明書発行者署名符号又は利用者証明用電子証明書発行者署名符号」に改め、同条第一項中「発行者署名符号を」を「署名用電子証明書発行者署名符号又は利用者証明用電子証明書発行者署名符号を」に、「都道府県知事」を「機構」に改め、同項第三号から第五号までの規定中「発行者署名符号」を「署名用電子証明書発行者署名符号又は利用者証明用電子証明書発行者署名符号」に改め、同条第二項及び第三項中「発行者署名符号」を「署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号」に改める。